

はじまります



『障害者自立支援法』

障害者自立支援法とは

平成18年4月から障害者自立支援法の施行により、身体障害・知的障害・精神障害のどの障害の人も共通のサービスを受けられるようになります。

ただし、障害福祉サービスの内容によっては、段階的に新制度へ移行します。

新制度のポイント

1 障害者福祉サービスを『一元化』

『一元化』

サービスの提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。

2 障害者がもっと『働ける社会』に

『働ける社会』に

障害者が、企業などで働けるよう、福祉側からも支援。

3 公平なサービス利用のための

『手続きや基準の透明化、明確化』

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化します。

4 増大する福祉サービス等の費用を

皆で負担し支え合う仕組みの強化
サービス利用者は、原則1割負担

○利用したサービス量等に応じた「公平な負担」

障害者が福祉サービスや公費負担医療制度を利用した場合に、利用したサービスの量や医療費に応じた公平な負担を求めます。

サービスのしくみ

障害福祉サービス

【介護給付】

- ・療養介護 ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護 ・生活介護
- ・児童デイサービス
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・施設入所支援

【訓練等給付】

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・グループホーム

自立支援医療

- ・更生医療 ・育成医療
 - ・精神通院医療
- ※障害の種類や年齢により決められていた医療費のしくみを一本化。

補装具の給付（平成18年10月から）

※補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割が自己負担となります。

地域生活支援事業（平成18年10月から）

- （市町村が障害者を総合的に支援する体制をつくりさまざまな事業を行います）
- ・相談支援事業
 - ・日常生活用具の給付
 - ・移動支援事業 など